

公平事務委託市町村等の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年5月10日

岩手県人事委員会

委員長 渡辺正和

岩手県人事委員会規則第14号

公平事務委託市町村等の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公平事務委託市町村等の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年岩手県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表第1 市町村（第2条関係）		別表第1 市町村（第2条関係）	
1 宮古市		1 宮古市	
組織	職員	組織	職員
[略]		[略]	
市長の 事務部 局	本庁 部長 危機管理監 会計管理者 次長 推進監 課長 <u>産業支援センター</u> 所長 総務課の係長（人事、給与、サービス、職員団体又は法規審査の事務を担当する者に限る。） 財政課の係長 契約管財課の係長（庁舎管理の事務を担当する者に限る。） 秘書課の秘書係長	市長の 事務部 局	本庁 部長 危機管理監 会計管理者 次長 推進監 課長 <u>所長</u> 総務課の係長（人事、給与、サービス、職員団体又は法規審査の事務を担当する者に限る。） 財政課の <u>財政係長</u> 契約管財課の係長（庁舎管理の事務を担当する者に限る。） 秘書課の秘書係長
	[略]		[略]
[略]		[略]	
2 大船渡市		2 大船渡市	
組織	職員	組織	職員
[略]		[略]	
市長の 事務部 局	本庁 会計管理者 部長 室長 課長 所長 次長 <u>秘書広報課</u> の課長補佐及び秘書係長 総務課の課長補佐（人事、給与及びサービスの事務を担当する者に限る。）及び人事係長 財政課の課長補佐（予算の事務を担当する者に限る。）及び財政係長	市長の 事務部 局	本庁 会計管理者 部長 室長 課長 所長 次長 <u>秘書課</u> の課長補佐及び秘書係長 総務課の課長補佐（人事、給与及びサービスの事務を担当する者に限る。）及び人事係長 財政課の課長補佐（予算の事務を担当する者に限る。）及び財政係長
	市民文化会館 館長		
	福祉事務所 [略]		福祉事務所 [略]
	[略]		[略]
[略]		[略]	
3 花巻市		3 花巻市	

組 織		職 員
[略]		
市長の 事務部 局	本庁	部長 理事 会計管理者 部次長 課長 室長 所長（市民生活総合相 談センターの所長に限る。） 総務 課の課長補佐及び法規文書係長 人 事課の課長補佐、人事係長及び給与 係長 契約管財課の課長補佐（庁舎 管理の事務を担当する者に限る。） 秘書政策課の課長補佐（秘書の事 務を担当する者に限る。）及び秘書 係長 財政課の課長補佐（予算の事 務を担当する者に限る。）及び財政 係長 法務専門監 財務専門監 I C T政策推進監
	[略]	
[略]		

4 北上市

組 織		職 員
[略]		
市長の 事務部 局	本庁	部長 危機管理監 会計管理者 参 事 技監 課長 所長 政策企画課 の課長補佐、秘書係長及び行政経営 係長 総務課の課長補佐、法規文書 係長及び人事厚生係長 都市プロモ ーション課の課長補佐及び情報政策 推進室情報管理係長 財政課の課長 補佐及び財政係長 資産経営課の主 幹、課長補佐及び管財係長 保育指 導副主幹
	[略]	
[略]		

5 [略]

6 遠野市

組 織		職 員
[略]		
市長の 事務部	本庁	部長 会計管理者 課長 <u>室長</u> 所 長（地域包括支援センターの所長に

組 織		職 員
[略]		
市長の 事務部 局	本庁	部長 理事 会計管理者 部次長 課長 室長 所長（市民生活総合相 談センター及び <u>こども家庭センター</u> の所長に限る。） 総務課の課長補 佐及び法規文書係長 人事課の課長 補佐、人事係長及び給与係長 契約 管財課の課長補佐（庁舎管理の事務 を担当する者に限る。） 秘書政策 課の課長補佐（秘書の事務を担当す る者に限る。）及び秘書係長 財政 課の課長補佐（予算の事務を担当す る者に限る。）及び財政係長 法務 専門監 財務専門監 I C T政策推 進監
	[略]	
[略]		

4 北上市

組 織		職 員
[略]		
市長の 事務部 局	本庁	部長 危機管理監 会計管理者 参 事 技監 課長 所長 政策企画課 の課長補佐、秘書係長及び行政経営 係長 総務課の課長補佐、法規文書 係長及び人事厚生係長 都市プロモ ーション課の課長補佐及び情報政策 推進室情報管理係長 財政課の課長 補佐及び財政係長 資産経営課の主 幹、課長補佐及び管財係長 <u>子育て 支援課の保育指導副主幹</u> <u>こども家 庭センターの主幹</u>
	[略]	
[略]		

5 [略]

6 遠野市

組 織		職 員
[略]		
市長の 事務部	本庁	部長 <u>担当部長</u> 会計管理者 課長 <u>担当課長</u> 所長（地域包括支援セ

局	限る。) 総務課の課長補佐、行政文書係長及び職員係長 経営企画課の副主幹(秘書の事務を担当する者に限る。) 財政課の課長補佐及び主査(予算及び庁舎管理の事務を担当する者に限る。)
	[略]
[略]	

局	ンターの所長に限る。) 総務課の課長補佐、行政文書係長及び職員係長 経営企画課の副主幹(秘書の事務を担当する者に限る。) 財政課の課長補佐及び主査(予算及び庁舎管理の事務を担当する者に限る。)
	[略]
[略]	

7 一関市

組 織	職 員
[略]	
市長の事務部局	本庁 市長公室長 部長 特命部長 統括監 参事 会計管理者 部次長 室次長 保健師長 副参事 課長 管理監 技術担当課長 室長 秘書課の課長補佐及び秘書係長 <u>職員課の課長補佐(人事又は給与の事務を担当する者に限る。)</u> 、 <u>人事研修係長及び給与厚生係長</u> 総務課の課長補佐及び法規文書係長 財政課の課長補佐、財政係長、財政企画係長及び管財係長
	[略]
保育園	園長(一関あおば保育園、大原保育園、 <u>摺沢保育園</u> 、興田保育園、猿沢保育園、渋民保育園、千厩保育園、奥玉保育園、松川保育園及び新沼保育園の園長に限る。)
	[略]
教育委員会等の事務局	事務局 <u>部長</u> 参事 <u>部次長</u> 副参事 課長 推進監 教育総務課の課長補佐(人事及び服務の事務を担当する者に限る。)及び庶務係長 学校教育課の主幹
小学校及び中学校	[略]
幼稚園	<u>園長(真滝幼稚園の園長に限る。)</u>
図書館	[略]
[略]	

7 一関市

組 織	職 員
[略]	
市長の事務部局	本庁 市長公室長 部長 特命部長 統括監 参事 会計管理者 部次長 室次長 保健師長 副参事 課長 管理監 技術担当課長 室長 秘書課の課長補佐及び秘書係長 総務課の課長補佐及び法規文書係長 財政課の課長補佐、財政係長、財政企画係長及び管財係長 <u>職員課の課長補佐</u> 、 <u>人事研修係長及び給与厚生係長</u>
	[略]
保育園	園長(一関あおば保育園、大原保育園、興田保育園、猿沢保育園、渋民保育園、千厩保育園、奥玉保育園、 <u>小梨保育園</u> 、松川保育園及び新沼保育園の園長に限る。)
	[略]
教育委員会等の事務局	事務局 <u>教育次長</u> 参事 副参事 課長 推進監 教育総務課の課長補佐(人事及び服務の事務を担当する者に限る。)及び庶務係長 学校教育課の主幹
小学校及び中学校	[略]
図書館	[略]
[略]	

[略]

8 陸前高田市

組 織		職 員
[略]		
市長の 事務部 局	本庁	理事 部長 局長 次長 <u>会計管理 者 課長 室長 政策推進室の室長 補佐及び秘書係長 総務課の課長補 佐及び職員係長 財政課の課長補佐 及び財政係長</u>
	[略]	
[略]		

9 [略]

10 二戸市

組 織		職 員
[略]		
市長の 事務部 局	本庁	部長 会計管理者 副部長 課長 <u>秘書人事課の秘書係長、人事係長及 び給与厚生係長 総務課の財産管理 係長及び行政係長 財政課の財政係 長</u>
	[略]	
教育委 員会の 事務局 等	事務局	部長 副部長 課長 教育企画係長
	[略]	
[略]		

11～13 [略]

14 雫石町

組 織		職 員
[略]		
町長の 事務部 局	本庁	会計管理者 課長 <u>子ども子育て支 援室長 推進監 総務課の課長補佐 、副主幹（秘書、人事、給与、服 務、職員団体、法規審査又は庁舎管理 の事務を担当する者に限る。）、職 員係長、行政庶務係長及び財産管理 係長 総合政策課の課長補佐、副主 幹（予算の事務を担当する者に限る 。）及び財政係長</u>
	[略]	
[略]		

[略]

8 陸前高田市

組 織		職 員
[略]		
市長の 事務部 局	本庁	理事 部長 局長 次長 課長 室 長 <u>会計管理者 企画調整監 政策 推進室の室長補佐及び秘書係長 総 務課の課長補佐及び職員係長 財政 課の課長補佐及び財政係長</u>
	[略]	
[略]		

9 [略]

10 二戸市

組 織		職 員
[略]		
市長の 事務部 局	本庁	部長 会計管理者 副部長 課長 <u>総合政策課の秘書係長 総務課の給 与厚生係長、行政係長及び人事係長 財政課の財産管理係長及び財政係 長</u>
	[略]	
教育委 員会の 事務局 等	事務局	部長 副部長 課長 <u>教育企画課の 教育企画係長</u>
	[略]	
[略]		

11～13 [略]

14 雫石町

組 織		職 員
[略]		
町長の 事務部 局	本庁	会計管理者 課長 総務課の課長補 佐、副主幹（秘書、人事、給与、服 務、職員団体、法規審査又は庁舎管 理の事務を担当する者に限る。）、 職員係長、行政庶務係長及び財産管 理係長 総合政策課の課長補佐、副 主幹（予算の事務を担当する者に限 る。）及び財政係長
	[略]	
[略]		

[略]

15・16 [略]

17 紫波町

組 織		職 員
[略]		
町長の 事務部 局	本庁	会計管理者 部長 課長 <u>主幹</u> (庁舎管理の事務を担当する者に限る。) 総務課の副課長、総務係長及び職員係長 財政課の <u>財政調整係長</u>
	[略]	
教育委	[略]	
員会の 事務局 等	保育所	所長 (古館保育所及び佐比内保育所の所長に限る。)
	[略]	
[略]		

18 矢巾町

組 織		職 員
[略]		
教育委	事務局	教育次長 課長
員会の 事務局 等	小学校 及び中 学校	[略]
	保育園	園長
	学校給 食共同 調理場	[略]
[略]		

19 西和賀町

組 織		職 員
[略]		
町長の 事務部 局	本庁	課長 会計管理者 室長 推進監 総務課の課長代理 (人事、給与及びサービスの事務を担当する者に限る。)
	[略]	
教育委	[略]	
員会の 事務局 等	小学校 及び中 学校	[略]
	保育所	所長 (せんだん保育所の所長に限る)

[略]

15・16 [略]

17 紫波町

組 織		職 員
[略]		
町長の 事務部 局	本庁	会計管理者 部長 課長 総務課の副課長、総務係長及び職員係長 財政課の副課長及び財産管理係長
	[略]	
教育委	[略]	
員会の 事務局 等	保育所	所長 (古館保育所の所長に限る。)
	[略]	
[略]		

18 矢巾町

組 織		職 員
[略]		
教育委	事務局	課長
員会の 事務局 等	小学校 及び中 学校	[略]
	学校給 食共同 調理場	[略]
[略]		

19 西和賀町

組 織		職 員
[略]		
町長の 事務部 局	本庁	課長 会計管理者 室長 <u>主幹</u> 推進監 総務課の課長代理 (人事、給与及びサービスの事務を担当する者に限る。)
	[略]	
教育委	[略]	
員会の 事務局 等	小学校 及び中 学校	[略]

		。)
[略]		

20～27 [略]

28 軽米町

組 織		職 員
[略]		
町長の 事務部 局	本庁	会計管理者 <u>総括課長</u> <u>室長</u> <u>担当課長</u> （秘書、人事、給与、服務、職員団体、予算、法規審査又は庁舎管理の事務を担当する者に限る。）
	[略]	
教育委 員会の 事務局 等	事務局	<u>総括次長</u> <u>担当次長</u> （人事、給与及び服務の事務を担当する者に限る。）
	[略]	
[略]		

29～32 [略]

[略]		

20～27 [略]

28 軽米町

組 織		職 員
[略]		
町長の 事務部 局	本庁	会計管理者 <u>課長</u> <u>主幹</u> （秘書、人事、給与、服務、職員団体、予算、法規審査又は庁舎管理の事務を担当する者に限る。）
	[略]	
教育委 員会の 事務局 等	事務局	<u>教育次長</u> <u>主幹</u> （人事、給与及び服務の事務を担当する者に限る。）
	[略]	
[略]		

29～32 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。